

熊労発基 0104 第3号  
令和4年1月4日

(一社)熊本県産業廃棄物協会会長 殿

熊本労働局長  
(公印省略)

「建材中の石綿含有率の分析方法について」の一部改正  
について(周知依頼)

平素より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821003号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(以下「分析方法通達」という。)において示しているところですが、今般、新たに標記に関連する日本産業規格として、令和3年8月20日付けで「JIS A 1481-5 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法 (第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法))」が制定されたところです。

つきましては、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)第3条第4項による石綿等の使用の有無の分析について、下記のとおり分析方法通達が改正されましたので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和3年8月20日から本通達発出日までに「JIS A 1481-5 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法 (第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法))」により石綿等の使用の有無を分析したものについても石綿則第3条第4項の規定による分析を実施したものと取り扱って差し支えないことを申し添えます。

記

分析方法通達本文中「JIS A 1481-4 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)が平成28年3月22日に制

定され」の後に「、JIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法））が令和3年8月20日に制定され」を加え、記の1を次のように改める。

1 JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）、JIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）又はJIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法））

（添付しております「参考：反映版」をご覧ください。）

担当

労働基準部健康安全課  
主任労働衛生専門官 堀尾

(参考：反映版)

基 発 第 0821003 号  
平成 18 年 8 月 21 日  
一部改正 基 発 0331 第 30 号  
平成 26 年 3 月 31 日  
一部改正 基 発 0413 第 2 号  
平成 28 年 4 月 13 日  
一部改正 基 発 1222 第 17 号  
令和 3 年 12 月 22 日

別記の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

#### 建材中の石綿含有率の分析方法について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188 号通達」という。）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の 1% を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところですが、今般、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の一部が改正され、平成 18 年 9 月 1 日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）が 1% から 0.1% に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の 0.1% を超えて含有するか否かについて分析を行う必要があります。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で 0.1% までの精度を有するものとして、JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 1 部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 2 部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及び JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 3 部：アスベスト含有率の X 線回折定量分析方法）が平成 26 年 3 月 28 日に制定され、JIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 4 部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）が平成 28 年 3 月 22 日に制定され、JIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 5 部：X 線回折法によるアスベストの定量分析方法（第 1 部の定性的判定方法を用いる場合の方法））が令和 3 年 8 月 20 日に制定されたところです。

つきましては、石綿則第3条第4項による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法がありますので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）、JIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）又はJIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法））
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
  - (1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS A 1481-2の8.2の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。

よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。
  - (2) 平成26年3月31日付けで廃止されたJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による分析方法
  - (3) その他別途示す分析方法

# 事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

## 事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。  
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

## 事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム  
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開  
予定です。公開までは、事前  
調査結果の報告制度のページ  
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID  
（gビズプライムまたはgビズ  
エントリー）が必要です。gビ  
ズIDの発行手続きは↓  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

# 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

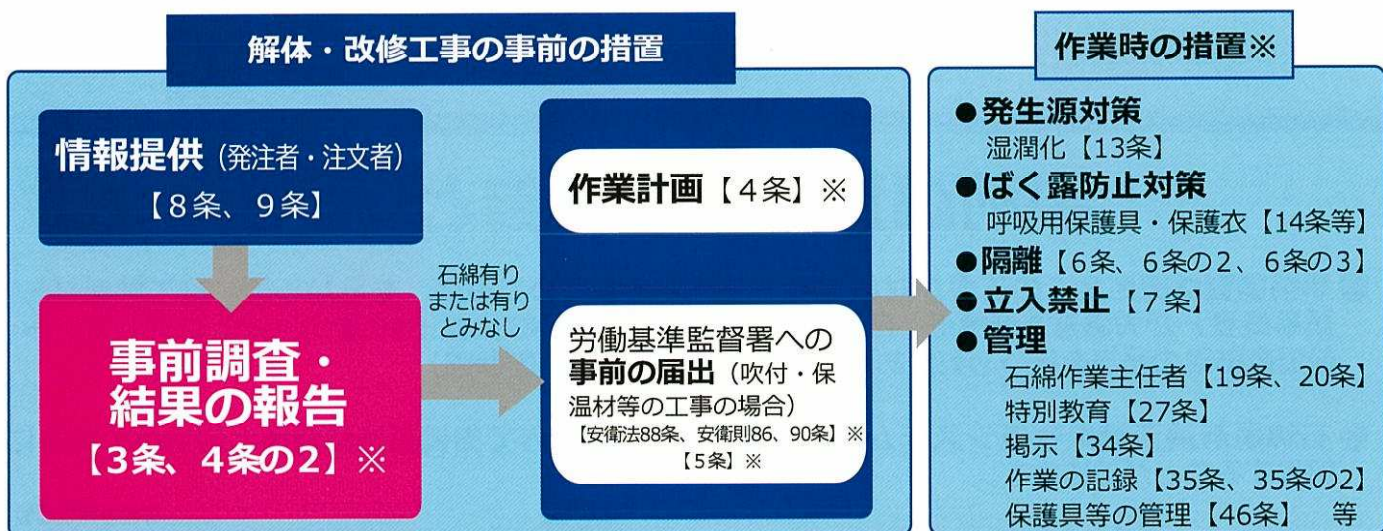
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

## 事前調査結果を踏まえた工事の実施 (石綿障害予防規則の規制概要)

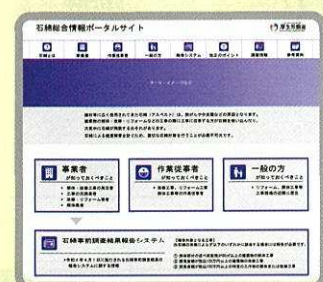
事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

## 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索

